

## 議案第 2 号 令和 5 年度事業計画案承認の件

令和 2 年に世界を襲った新型コロナウイルス感染症は、尽きることのない社会不安を巻き起こし、いまだに多くの人々の日常生活に大きな傷跡を残している。

政府は、この 3 年間にわたってさまざまなコロナ対策を打ち出した。その中の小さくない割合を占めるのが、貸付金である。「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付」、いわゆるコロナ特例貸付は、累計貸付申請件数 344 万 6,362 件、累計貸付決定額 1 兆 4,268 億円にもものぼる。ひと世帯最大 200 万円ともなるこの貸付金は、すでに令和 5 年 1 月からその返済が開始されている。

この数年にわたるコロナ禍は、いまようやく終息の時を迎えようとしている。政府は、新型コロナウイルス感染症を季節性インフルエンザ等と同様の 5 類と位置づけ、この間に打ち出してきた各種のコロナ対策を終了させている。だが、物価の高騰や公共料金の値上げが続く一方で、賃金の上昇や雇用の安定が果たされていない現下の状況からすれば、コロナ禍の影響は今後も間違いなく継続する。それは、先に述べたコロナ特例貸付の返済が市民の生活に大きな負担となることから明らかである。

コロナ禍は一時の社会的な災害であるとしても、社会の情勢は、少なからずわれわれ司法書士の業務に影響を与える。わが国の少子高齢化は、歴史上世界のどの国も経験したことのない速度で進行しており、人口比率でいえば、現在のわが国は、他のどんな国よりも高齢者の割合が高くなっている。令和 3 年の時点で、日本の 65 歳以上の人口は 3,621 万人にも及び、いまや総人口の 28.9% が 65 歳以上である。出生率は低下し続け、平成 23 年から総人口の減少が始まってすでに 10 年以上が経過するにもかかわらず、政府はいまだに有効な少子化対策を打ち出せずにいる。その結果、労働人口が減少して経済の規模が縮小することにより、事業者の後継者不足や業績不振による廃業が生じていくことになる。また、超高齢社会と労働人口の減少は国民負担率（所得に対する公的負担の割合）の増加を招き、可処分所得の低下による国民の貧困化は、不動産等の取引市場にも少なくない影響を及ぼす。さらには、不動産の「負動産」化現象や、これに関連する所有者不明土地及び空き家の増加も、こうしたわが国の現状から必然的に発生する問題である。

こうした社会情勢を背景に、国は地域共生社会の実現を目指し、地域における権利擁護支援のネットワークづくりを目指している。成年後見制度利用促進法で定める利用促進計画の策定と中核機関の設置、そしてそこへの各専

門家の参画も、この地域共生社会構想の一翼を担うものである。また、所有者不明土地の発生予防と利用円滑化を目的とした所有者不明土地関連法は、すでに本年4月1日より順次施行されており、相続登記が令和6年4月1日から義務化されるのも、いまさら説明するまでもないところである。さらにはコロナ支援策のない市民社会には、雇用不安や多重債務、低所得による生活困窮といった問題が渦巻いており、地域社会から排除される生活弱者も多い。

われわれ司法書士は、こうした時代の潮流に深くかかわり、その要請に応えつつも時にはそれと格闘しながら自らの職責を果たさなければならない。司法書士法第1条に明記されるように、われわれは法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与する使命を負った存在なのである。まずは不動産登記や商業登記といった従来型の業務を踏襲しながらそこから一步踏み出し、財産管理や遺産承継業務、権利擁護としての信託業務、そして事業承継の支援や農業支援といった業務を本格的に担うことを目指す。次に、相続登記義務化や相続土地国庫帰属制度等の法改正に対応し、相続に関する確かな手続きの担い手として円滑な法的サービスを市民に提供する。これに加え、地域共生社会の理念のもと、行政と連携しながら高齢者や障がい者等の権利を広く擁護していく。さらには、一般の生活者が困難に直面したときに、債務整理や労働問題の解決、簡裁代理権の活用、そして生活困窮に対する支援といった手続きによって彼らの権利を守ることも忘れてはならない。

以上から、令和5年度は次に記載する事業を行う。

## 【総務部】

### 1 会員執務の適正かつ円滑化を図るための事業

#### (1) 業務相談室の運営

業務相談室を常設し、会員に対して不動産登記、商業・法人登記業務全般の利便性を提供する。寄せられた相談事例については会員の執務に役立てるよう適宜紹介していく。また、より多くの会員の利用がなされるよう定期的に会員周知を行っていく。

#### (2) 会員への情報提供

メーリングリスト、書面通知又は会員専用ウェブサイト等を通じて執務・業務に関連する情報の他各種の情報提供を行う。また、会員の約半数程

度の利用に止まっている会員専用ウェブサイトについては、より一層の利用促進のための対策を図る。

(3) 協議会及び打合せ会

群馬弁護士会及び法テラス群馬との協議会並びに法務局及びリーガルサポート群馬支部との打合せ会を定期的に行い、会員業務に生じる弊害の調整、社会問題への対応、組織間の維持発展等に寄与する。

(4) 綱紀案件への対処及び苦情処理

司法書士法施行規則第42条の2の規定に基づく法務局からの調査付託に対応するほか、会に寄せられた苦情へ対処する。また、取り扱った綱紀苦情案件については、総務部で精査したのちプライバシーに配慮のうえ、会員へ情報提供等を行い会員執務の適正化を図る。

(5) 反社会的勢力に対する対策検討

司法書士と反社会的勢力からの依頼に対する司法書士の対応を検討する。群馬県暴力団排除条例、政府・各府省庁が出している指針・要綱、各業界における約款、また、実際の事例等を研究し、会員に情報を提供していく。

## 2 会組織の充実化を図るための事業

- (1) 必要に応じて会則、規則及び規程の制定・改正等を検討する。
- (2) 法務局長の調査委嘱（司法書士法施行規則第41条の2）に基づく調査を本局又は支局・出張所の数か所で実施する。

## 3 その他の事業

- (1) 各種事業について行政・地方自治体との連携を推進する。
- (2) 各地方自治体との災害時協定締結を推進するとともに他士業との連携も進める。
- (3) 非司法書士排除のための対策について検討する。
- (4) 群馬司法書士会の会務において、男女共同参画（男性も女性も、意欲に応じて活躍できる環境づくり）について検討する。
- (5) 道路管理瑕疵による国家賠償法にかかる損害賠償請求事務代理業務をとりまとめる。

## 【企画部】

### 1 相続登記義務化をはじめとする所有者不明土地の解消に向けた法改正

## への対応

近年、司法書士業務に影響を与える法改正が数多く行われている。その最も重要なものは、言うまでもなく所有者不明土地の解消に向けた民法・不動産登記法の改正、および相続土地国庫帰属法の成立である。すでに相続土地国庫帰属法をはじめ、多くの改正法は施行されており、いまや相続登記義務化についての法改正等の施行を残すばかりである。

現在、数多くのマスメディアで「相続登記義務化」が取り上げられ、相続に関する市民からの相談も法務局や市役所に多数寄せられている。このことからわかるように、この法改正は、司法書士業務のみならず、市民生活に与える影響も極めて大きいものである。そのため、前年度に引き続き、会員に対し、この改正法の内容や実務上の問題点を徹底的に周知する必要がある。そのうえで、市民に対しても、改正法の内容を広く告知したうえで、司法書士がこの法改正によって義務化される相続登記をはじめとする諸手続きの主要な担い手であることを伝え、今般の法改正によって市民生活に無用の混乱を生ぜしめないように努めなければならない。

本年度に行う事業は以下の通りである。

- (1) 会員に対する研修会の開催
- (2) 市町村役場や法務局等の行政機関との連携
- (3) YouTube 動画等の広報用ツールの制作および広報活動
- (4) その他、所有者不明土地問題に関連する事業

## 2 空き家問題への対応

少子高齢化や主に地方における人口減少を背景に、空き家の増加が社会問題化していることはご存じのとおりである。すでに群馬県及び各自治体には、空き家対策に関する協議会が設置されており、当会会員も各地の協議会に参加している。今後も、県内各地の空き家対策協議会や空き家問題に関する相談会へ会員を派遣するほか、各自治体と密接に連携し、空き家の利活用をはじめとする活動に積極的に参画する。

## 3 司法書士業務を拡大及び充実させるための事業

すでに業務として確立している不動産登記業務および商業登記業務、成年後見業務以外の新たな業務について、これらを会員がなし得るように検討、研究し、実際に会員が安心して執務することができるようサポートする。

まず労働者人口の減少や後継者不足から、事業の継続が困難になって廃

業に迫いやられる事業者が多い。「群馬県事業承継・引継ぎ支援センター」と協働し、こうした事業者について、司法書士として会社法や商業登記法等に関する専門的知識を用いて後継者への事業承継をはじめとする企業法務を行えるようにする。

次に、民事信託（いわゆる家族信託を含む）に関する信託支援業務については、現在、すでに一部の司法書士がこれを業務として執り行っている。その一方で、信託支援業務について、信託そのものを無効としたり、関与した司法書士の責任を認める裁判例も出ている。信託支援業務については、多くの司法書士の関与が望まれる反面、その業務の適正化が求められており、この点について調査及び研究をする必要がある。

さらに、いままで司法書士があまり関与することがなかった業務についても、より多くの司法書士がその担い手となることが望ましい。そのためには、関係機関と連携したうえで、業務に関する調査・研究を重ねることが必要である。

そのため本年度は、以下の事業を行う。

- (1) 企業の事業承継の支援に関する調査及び研究
- (2) 民事信託支援業務に関し、業務内容の調査及び裁判例等の研究
- (3) 裁判事務に関する小冊子の作成
- (4) その他、司法書士の新たな業務に対する調査及び研究

#### 4 市民の権利の擁護に関する事業

現下の日本社会には、雇用不安と低所得、孤立する高齢者や「8050問題」、ひとり親世帯に対する脆弱な社会保障と子どもの貧困、規制なき銀行カードローンと重い奨学金の負担、デジタル社会の進行と次々と現れる悪徳商法、使い捨てられる労働者と「ブラック企業」の存在、在留外国人や性的少数者に対する排除といった社会問題が間断なく発生している。そして、その背後に見られるのは、いわゆる共同体の崩壊と階層間の分断、さらには個人の孤立である。特に令和2年から続く新型コロナウイルス感染症に伴う社会不安は、国の社会保障制度の少なさ、相談できる相手の不存在、地域社会の連帯感の欠如と相まって、日本社会に現れた問題の根深さを浮き彫りにしたと思われる。

こうした社会情勢を受けて、国は「地域共生社会」の創出を目指し、市町村に対して「断らない支援」をはじめとする包括的な相談支援体制を整備する方針を固め、専門職に対しても「具体的な課題解決を目指すアプローチ」だけでなく「つながり続けることを目指すアプローチ」の必要性

を示している。成年後見制度利用促進法で定める利用促進計画の策定及び中核機関の設置も、こうした地域共生社会の一端を担うものであるとともに、そこへの専門家の参画についても、この地域共生社会の理念に適合するものと捉えることができる。

これに加えて、地域社会においても、社会保障制度の脆弱さを補充し、信頼できる相談相手として地域の連携、連帯を体現できる存在が求められている。司法書士は、こうした社会の潮流を感じとり、市民に最も身近な法律専門家として、高齢者や障がい者、経済的困窮者やシングルマザー、子ども等の社会的弱者に対し、市町村と協働関係を築き他の専門家とも連携しながら、その権利を擁護し、排除や孤立を防ぎ、市民社会において共生を可能せしめる活動の担い手であることが望まれていると考える。

そこで本年度は、以下の事業を行う。

(1) 消費者問題及び労働問題に関する事業

群馬県主催の多重債務無料相談会への会員派遣や、県内の消費生活センターと連携、司法書士労働相談センターの運営等、消費者問題及び労働問題に関する事業を行う。

(2) 貧困問題や社会保障及び人権問題に関する事業

ぐんま養育費相談センターの運営や、生活困窮者を対象とした相談会の開催、インターネット上の人権侵害に対する調査及び研究等、貧困問題や社会保障及び人権問題に関する事業を行う。

(3) 高齢者・障がい者の権利擁護に関する事業

高齢者・障がい者の権利擁護に関する県内自治体との連携や、県内各市町村の成年後見中核機関の設置や運用状況の調査と会員の派遣、ぐんまつなごうネットへの参加等、高齢者や障がい者の権利擁護に関する事業を行う。

(4) 自死対策事業

「いのちを守る何でも相談会」の開催や、県内各自治体の自殺対策協議会への参加をはじめとする行政との連携等の活動を行う。

## 5 関東ブロック司法書士会協議会が主催する市民公開講座の開催

本年度は、関東ブロック司法書士会協議会が主催する市民公開講座について、本会が主管してこれを開催することが決定している。担当委員会を結成し、市民が関心を持つテーマを選定のうえ、十分な準備をしたうえでこれに臨みたい。

## 【広報部】

本年度は例年の活動を継続して行うとともに、感染症まん延時から平時に復帰する過程において、司法書士会が身近な相談先であることをアピールするため、典型的なマス媒体のみならず、インターネット媒体にも、積極的に広告出稿や記事投稿を行う。

### 1 会報「執務現場から」の発行

当会で実施した研修会や各種公開講座などの会活動、関連団体の活動、各会員による論考など、様々な角度から司法書士の動きを取材・記録する形で、「執務現場から」の編集作業を行う。

### 2 法教育

コロナ禍においては活動自粛していたものの、本年度は活動再開できるように準備する。

### 3 対外ウェブサイトの見直し

前年度設置したWEB媒体編成室及び広報部会の構成員らで見直しの大枠を定め、制作会社を選定した後は業者も交えて改訂作業を進めていく。また、対内ウェブサイトとの一元化を要するかについて、総務部や事務局とともに検討を行いたい。

### 4 その他広報活動

#### (1) 会員通信による対内広報

当会の事業活動や、法改正・行政当局の情報などを掲載し、会内の情報共有に資するように努める。

#### (2) 当会ウェブサイト等による対外広報

相談会の告知、各種パンフレット、意見書など、随時、対外ウェブサイトに掲載するとともに、休眠会社のみなし解散についての案内や相続登記の義務化など、情報提供および啓蒙活動としても行う。

加えて、Facebook や YouTube チャンネルの更新作業を逐次行う。

#### (3) マス媒体による対外宣伝

各マス媒体の広告企画に参加するのみならず、単体での広告掲載も行う。マス媒体には、これまでどおり、相談会などの市民向け催事の告知も行う。

#### (4) 法教育の対象外の団体からの講師派遣要請への対応

当会には教育機関以外からの講師派遣の要請もあるので、逐次適切に対応する。

## 【相談部】

新型コロナウイルスの影響で、一時期、面談形式の相談会等を中止していたが、今年に入り、感染のピークを越えた感があり、現在は通常の相談体制に戻っている。今後も感染状況等を注視しながら、相談会の開催等について適切に判断していきたい。

### 1 総合相談センターの運営

#### (1) 各種相談センターの運営

以下のセンターの運営を行い、定期的に各種相談センターの相談員募集をするなど、相談体制のさらなる拡充を図る。

- ① 無料電話相談センター
- ② 群馬司法書士総合相談センター前橋会場（第2、第4土曜日）
- ③ 群馬司法書士総合相談センター東毛会場（第2土曜日）
- ④ 簡裁訴訟代理法律相談センター（法テラス指定）
- ⑤ 有料相談センター
- ⑥ 労働相談センター（「市民の権利委員会」が主体）
- ⑦ ぐんま養育費相談センター（「市民の権利委員会」が主体）
- ⑧ 相続登記相談センター（日司連が開設したフリーダイヤルの転送）

#### (2) 各種相談会の開催

以下の相談会の実施を予定している。

- ① 県下一斉無料相談会
- ② 女性のための女性司法書士による無料相談会
- ③ 無料出張相談会
- ④ その他各種相談会

#### (3) 相談事業に関する広報

総合相談センターのリーフレットを県内各所に定期的に配布するなどして、当センターの広報に努め、相談件数の増加に繋げる。

### 2 ADR

#### (1) ADRセンターの運営

前年度に引き続き、利用者の納得できる紛争解決を目指し、自主交渉

援助型による裁判外紛争解決手続（ADR）を実施する。新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での調停実施、または場合により Zoom を使用した方法による調停を実施する。

（２）ADRセンターの広報活動

県内各機関に対してリーフレットを定期的に配布するなど、当センターの広報を行い、利用件数の増加に努める。また、当センターを安心して利用いただけるよう、ウェブサイトや Facebook ページを活用し、一般の方にもわかりやすい情報を伝えていく。

（３）研修会などの開催

前年度はコロナ感染対策のため、新入会員研修以外は集合型のADR研修を行えず、Zoomによる研修しか行えなかったが、本年度は、状況を見て可能であればADR担当司法書士・世話人の担い手を育成するため、トレーニングを実施、及び他団体の研修にも委員の派遣をする。また、会員からの申込件数を増加させるべく、各支部及び他の関連委員会等からの要請があればADR研修を行い、会員の理解と協力を求める。

その他、新型コロナウイルスの状況等を鑑みながら、当センターの広報及びADR普及のため、他団体や自治体などにもトレーニングや研修会への参加を呼びかけ、交流を図っていく。

### 3 法テラスへの対応

（１）法テラスとの連携

日本司法支援センター（法テラス）との協力関係を維持及び強化するため、現場レベルでの連携を図る。法テラスとの協議会を複数回実施できるよう働きかけ、各種政策に関する意見交換を行っていく。

（２）簡裁訴訟代理法律相談センター（法テラス指定）の運営

前年度と同様、県内各機関に対してチラシを定期的に配布するなど当センターの広報を行い、利用の促進を図る。

（３）民事法律扶助の利用促進に関する検討

司法書士にとってより利用しやすい民事法律扶助の使い方を検討し、主に相談援助を会員に向けて周知することで、その利用促進に繋げる。また、企画部とも連携し、訴訟業務促進と関連して民事法律扶助の利用促進も図る。その他利用促進につながる方法を模索する。

（４）特定援助対象者法律相談援助事業、相談員の派遣

相談員名簿の再検討を行い、相談員を派遣する。

（５）扶助審査委員の派遣

扶助審査委員は援助開始決定及び終結の審査という法律扶助制度の根幹を担うものである。この派遣により法テラスとの重要な接点とする。

#### (6) 新入会員向けの研修会

新入会員向けに民事法律扶助に関する研修会を行い、本制度の周知を図る。

### 【研修部】

#### 1 会員研修

- (1) 本年5月から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行したが、これまで通り感染予防に注意しながら研修会を開催していく。コロナ禍以前のように集合形式の研修会を開催する一方で、会員負担の軽減と履修率向上のため、オンライン研修の併用を継続する。また、独自の企画や講師の確保が難しい分野については、積極的に日司連のeラーニングや映像ライブラリの配信も活用する。
- (2) 司法書士業務に関する法令及び業務に関するものについて、研修部独自及び各委員会と連携して研修会を実施する。
- (3) 職業倫理に関する研修として年次制研修を実施する。
- (4) 群馬弁護士会等の他団体との合同研修会を企画する。
- (5) 成年後見センター・リーガルサポート群馬支部との連携により、成年後見業務及び財産管理に関する研修会を実施する。
- (6) 会員が12単位以上（内、倫理2単位）を取得できるよう努める。会員への周知徹底をするとともに、研修義務化の会則改正や研修履修状況の対外ウェブサイトでの公表等の方策についても検討する。研修DVDの貸出しや日司連研修総合ポータルサイトの受講方法の案内、支部研修のサポートもする。

#### 2 新入会員研修

##### (1) 新入会員研修

新入会員に必要な知識及び司法書士執務についての研修会を実施する。この数年、司法書士試験合格者の把握が困難で、履修者が少なかつたため、対外用ウェブサイトの活用等、研修広報のあり方についても検討する。

##### (2) 講師派遣

関東ブロック司法書士会協議会新人研修会及び中央新人研修会へ講

師を派遣する。また、特別研修のチューター及び支援要員を派遣する。関ブロ研修がオンライン配信形式を継続した場合には、研修コンテンツの制作に協力する。